

## 第22期第5回留萌海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月13日（月） 14時00分から
- 2 開催場所 はぼろ温泉サンセットプラザ 2階大ホール
- 3 議事事項  
議案第1号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（答申）  
議案第2号 知事許可漁業に関する制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）※本庁処分  
・いるか突棒漁業（北海道沖合海域）（道外者）に係る新規許可  
議案第3号 知事許可漁業に関する制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）※本庁処分  
・かにかご漁業（べにすわいがに）（日本海北部海域）に係る新規許可
- 4 報告事項 令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- 5 その他
- 6 出席者  
委員：今 委員、山田委員、石田委員、蝦名委員、加藤委員、奈良委員、今村委員、高松委員、鈴木委員、祐川委員、石垣委員、前山委員、千葉委員、相内委員、太田委員  
留萌振興局：水産課長 神崎哲郎、漁業管理係長 小寺和也、技師 吉中悠士郎  
留萌海区漁業調整委員会：事務局長 三上征己、主任 大川梓
- 7 議事録署名委員：石田委員、蝦名委員
- 8 会議の顛末

三上局長：皆様おそろいになりましたので、定刻より若干早いですが、ただいまから第22期第5回留萌海区漁業調整委員会を始めたいと思います。私、今年4月に留萌海区事務局長として参りました三上と申します。今年度初めての開催となりますことから、初めての方もいらっしゃると思いますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。それでは開催にあたりまして、今会長からご挨拶を申し上げます。

議長：留萌海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、今年度に入りまして、はじめての開催ということで委員の皆様には、何かとご多用のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、振興局からは、神崎水産課長をはじめ、職員の方にご臨席をいただき、厚くお礼申し上げます。ご案内のようにロシアのウクライナ侵攻が長期化をしております。世界的な食糧不足、特にアフリカにおいては深刻と言われております。また、諸物価の上昇、円安、又、知床のKAZU1の沈没事故、北朝鮮のミサイルの発射、又、どこかの町で4,600万円あまりの給付金を謝って1人に振り込んでしまった事件、国の持続化給付金の横領事件など、色々ございまして、この少しの間、非常に大きな問題がありました。また、北方領土の貝殻島周辺のこんぶ漁については、ようやく日口交渉が妥結しまして、出漁はだいぶ遅れるようでございますが、その間、安全操業協定の履行停止が発表されまして、今後どのような影響が出るのか心配でございます。さて、管内の状況についてですが、近年、水揚げが増加しているニシンは、漁獲が1,500トンを超え、統計史上最高の水揚げとなり、魚価の方も堅調でありました。また、北るもい漁協では天売・焼尻でヤリイカも獲れた話もあり、6月に入り、各浜では、ホタテの稚貝出荷作業も終わり、これから、ナマコ漁、ウニ漁などの操業が活発となってまいります。今後の

漁模様に期待するところであります。さて、本日は議案が3件と、報告事項を予定しておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。むすびに、これから夏漁最盛期を迎えますが、それに伴い、海難事故の増加する時期を迎えます。皆様方には、海難事故の未然防止のため、それぞれのお立場で関係者をご指導くださいますようお願いするとともに、皆様のますますのご健勝をご祈念申し上げ、簡単ながら挨拶といたします。

三上局長： ありがとうございます。本日のご出席いただいている来賓を紹介します。留萌振興局水産課、神崎水産課長です。

神崎課長： 4月の人事異動で参りました、神崎と申します。よろしくお願ひいたします。

三上局長： そのお隣、小寺漁業管理係長です。

小寺係長： 小寺です、よろしくお願ひいたします。

三上局長： それから後ろの方の席になりますが、漁業管理係の吉中技師です。

吉中技師： 吉中です、よろしくお願ひいたします。

三上局長： 最後に事務局職員の大川です。

大川主任： よろしくお願ひいたします。

三上局長： それでは今会長を議長とし、会議を進めさせて参ります。今会長よろしくお願ひいたします。

議長： それでは議事に入る前に、人員報告をいたします。本日は、定員15名のうち、15名の委員が出席となり、過半数に達していますので委員会は成立いたします。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、石田委員と蝦名委員にお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号の特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案についてを上程します。事務局から説明願ひます。

三上局長： 議案第1号について、説明いたします。お手元に配布している資料の右上に議案第1号資料とあります、そちらの資料で説明します。1枚めくって頂きまして、下にページ番号を付けてありますが、1ページ目に諮問文を添付しております。特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、北海道知事より諮問がありました。内容は、令和4管理年度のマサバ、ゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものであります。資料を一枚めくって頂いて2ページ目、右上に別紙2とあります資料になりますけれども、知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。また1枚めくって頂いて資料3ページ目、資料1-1令和4年のTACについてをご覧願ひます。これは、先月5月24日に開催されました水産政策審議会資源管理分科会を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき北海道に定められた、数量の概要などを示したものでございます。まず、まさば及びごまさばの太平洋系群ですが、最大持続生産量、いわゆるMSYを達成する産卵親魚量を管理の目標として、MSYを達成する親魚量は170.3万トンであり、対しまして、資源状態を表す2020年の親魚量は138.8万トンでMSYを下回る資源状態となっております。しかしながら、農林水産大臣が定める漁獲可能量として、今回、設定されたTAC漁獲可能量です

が、MSYを上回る50.9万トンとなっておりますけれども、資源評価結果から計算される将来予測において、2022年のマサバの親魚量が増加する見込みとなっております、その予測を反映してMSYを上回るTACが設定されたことによるものであります。令和4管理年度の北海道へのTAC配分については、数量が明示されない現行水準として定められております。なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。次に、ずわいがにですが、北海道に係するのは北海道西部系群とオホーツク南部となっております。北海道西部系群については、平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンがTAC設定され、全量の43トンが北海道に定められています。またオホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。次に、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、まさば及びごまさばに関し、資料4ページ目の資料1-2をご覧ください。まさば及びごまさば太平洋系群については、北海道は数量が明示されない現行水準と定められていることから、北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業も現行水準として、数量を明示せず定めることとしています。なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として11,972トンが示されており、ここ数年の漁獲実績を踏まえると目安の数字を超過する可能性もあるということでございますので、北海道資源管理方針に従い、現行の漁獲努力量を上回らないよう管理を行うこととしています。次にずわいがにに関し、資料5ページ目、資料1-3をご覧ください。配分の考え方でございます。①ずわいがにについて国から北海道に数量を定められた系群は、ずわいがに北海道西部系群とずわいがにオホーツク海南部の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。まず、②としてずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、北海道ずわいがに北海道西部系群漁業と北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業の2つの管理区分に分けて管理することとして、配分に係る道の通知にしたがい、配分比率は9：1とされていることから、北海道ずわいがに北海道西部系群漁業には39トン配分することとしています。なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから現行水準として管理することとしています。③ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業に125トン全量を配分することとしています。なお、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長： ただいま説明の議案第1号について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員：（ありませんの声あり）

議長： ご意見がなければ、議案第1号については、異議がないものと認め、その旨知事に答申することとして宜しいですか。

委員：（異議なしの声）

議長： それでは、そのように答申することを決定します。  
次に議案第2号及び第3号を上程します。議案第2号及び第3号の知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間については重複する内容もございまして、一括で説明させていただきます。事務局から説明願います。

三上局長： 議案第2号、第3号については関連しますので、併せて説明いたします。本件は、令和2年12月に漁業法が改正され、知事許可漁業は、操業区域や許可すべき船舶の数等の制限措置を定め、この制限措置とともに申請すべき

期間などを公示した上で許可をすることとなっております。この制限措置等の基準を定めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされていることから、議案第2号のいるか突棒漁業、北海道沖合海域の道外者及び議案第3号のかにかご漁業ベにすわいがにの日本海北部海域に係る制限措置等の案について、諮問があったものであります。なお、これらの漁業は1年許可の漁業で、昨年6月にも同様の諮問があり、当時は書面による委員会開催を経て答申を行ったところでございます。今回の諮問では、当時から考え方に変更点がないことから、代表例を持って説明させていただきます。お手元の議案第3号資料で説明させていただきたいと思っております。資料の2ページをご覧ください。少し見づらいですが、この、かにかご漁業のベにすわいがに日本海北部海域の公示案を例として説明いたします。定めるべき制限措置の内容は、資料左の欄の、(1)漁業種類から続きまして、(6)漁業を営む者の資格 までの6項目について定め、このほか、申請すべき期間を明記し、備考欄に許可の条件等を付記し、この制限措置の範囲内で漁業許可を行うこととなります。これら制限措置の設定の考え方は、資料3ページに添付している許可等に関する制限措置等の取扱いの内容を踏襲しているものとなっております。なお、議案第2号、議案第3号の各資料に当該漁業に係る許可等に関する制限措置等の取扱い及び許可等の基準を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思っております。以上で議案第2号及び第3号の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 長： 議案第2号及び第3号について、ご意見、ご質問はありませんか。

高松委員： 昨年のかにかごの隻数は、何隻なのでしょう。

三上局長： 3隻です。

高松委員： 昨年と本年度で隻数は変わっているのでしょうか。

三上局長： 昨年と本年度の(4)許可等すべき隻数は3隻で変更ありません。

高松委員： わかりました。

議長 長： 他にご意見等ありませんか。

委員： (ありませんの声)

議長 長： 他にご意見がなければ、議案第2号及び第3号については、異議がないものと認め、その旨、知事に答申することとして宜しいですか。

委員： (異議なしの声)

議長 長： それでは、そのように答申することを決定します。次に報告事項として事務局から1件ありますので、説明願います。

三上局長： 報告事項を説明致します。令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてございまして、資料につきましましては、右上に報告事項と記載されている資料をもって説明します。内容ですが、3月の当委員会の議案第5号でご審議いただきました、令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分からすけとうだら北部日本海系群及びくろまぐろの知事管理漁獲可能量が変更となっております。資料の2ページ目をご覧ください。まず、すけとうだら日本海北部系群であります。3,400トンから3,707トンと307トン増となっております。これは、令和3管理年度からの繰越が390トンありまして、このうち水産庁より北海道知事管理区分に307トンが配分されたことを受け、これを全量、北海道すけとうだら日本海漁業に配分するものです。続きまして、くろまぐろであります。くろまぐろについては、

2回変更を行っており、1回目が4ページ目、2回目が資料6ページ目となっています。これらは繰越等国からの留保分が配分されたことや、大臣管理区分であります、まき網漁業との融通等にもなって数量が変更となっております、直近となる6ページ目、5月24日付けの変更により、小型魚が53.4トン、大型魚が369.5トンとそれぞれ当初配分から増加となっております。なお、これらの漁獲可能量の変更については、操業へ影響が及ばないように迅速に行う必要があることから、あらかじめ配分手法を定めており、海区委員会への報告につきましては、事後報告できるとされているところでございます。以上で報告を終わります。

議 長： ただいま、報告事項の説明がありました、これについて、質問等はありませんか。

委 員：（ありませんの声あり）

議 長： 最後に、その他として、事務局から報告がありますので説明願います。

三上局長： 事務局からその他として、資料は特にご用意してございませんけれども、内容としましては、道水産林務部が主催する漁業権切替方針素案の地元向け説明会の開催についての事前のお知らせでございます。漁業権の切替につきましては、共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権の一斉切替が、来年度予定されており、その前の年に当たる今年度から、切替に向けた、もろもろの作業、手続きなどが始められるところでございます。それら作業などする上での指針、考えの基本となる、漁業権切替方針の素案についての、北海道主催の地元向け説明会を6月末から7月にかけて、全道各地で開催すべく、現在各振興局において日程調整作業が進められております。この地元向け説明会ですが、各漁協組合長、専務、参事、振興局に加えて、海区委員も参集範囲に含まれております。まだ日程調整中ということで、開催日時、場所等詳細が決まり次第、改めて、事務局から文書でお知らせしたいと考えているところでありますのでよろしくお願い申し上げます。その他の説明としては以上でございます。

議 長： 漁業権切替に係る説明会についてですが、日程については追って連絡するというところでございます。本日の議案、報告事項などは以上になりますが、委員の皆様から何かございませんか。

委 員：（ありませんの声あり）

議 長： 特にないようですので、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

《閉 会》

14時40分